

## 秋田市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年7月22日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問介護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
訪問看護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
土崎居宅介護支援事業所	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	令和6年7月1日
御野場病院介護支援センター	秋田市御野場四丁目3番4号	令和6年6月15日

### 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
訪問介護ステーション合同会社いこい	秋田市広面字家ノ下98番地3 レストハウス51B	令和6年7月14日
仁井田デイサービスセンターふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	令和6年6月30日